

おでかけ乗車券の利用について

乗車券に氏名・生年月日を記入してください。

申請者本人以外は、利用できません。他人への譲渡・貸与・転売は不正です。

おでかけ乗車券はバス・タクシーどちらにも利用できます。



▼バスで利用する場合

- ・1乗車あたりの利用枚数の上限はありません。
- ・乗車券は、降りるときに**運転手に手渡し**、差額運賃を現金でお支払いください。
乗車券は、必ず運転手に手渡してください。紙詰まりの原因になるため**運賃箱には入れないでください。**
- ・割引運賃で利用する場合は、バスを降りるときに障害者手帳等を提示してください。

▼おでかけ乗車券が使えるバス事業者

○三重交通株が運行する一般乗合バスの伊勢市内の区間

(伊勢志摩スカイライン線も利用可)

○伊勢市のコミュニティバス

(おかげバス、デマンドバス(予約制)、沼木バス、地域乗合タクシー)

よくある質問

Q1. 乗車券が使えるのは本人だけ？

A1. 『おでかけ乗車券』を家族や他人に譲ることはできません。申請者本人の利用に限ります。不正利用が発覚した場合、交付の取消、乗車券を返還していただきます。

Q2. 申請は毎年必要？

A2. 申請は、毎年度必要となります。

Q3. 使い切ったら、追加交付してくれるの？

A3. 年度毎に一度の交付になります。年度中に乗車券を使い切った場合、追加の交付は行いません。

Q4. 破損、紛失した場合はどうすればいい？

A4. 破損、汚損の場合は、お申し出ください。残枚数を確認し、再交付します。紛失の場合は、再交付は行いません。破損や紛失にご注意ください。

【おでかけ乗車券 担当課】

伊勢市役所 高齢・障がい福祉課

高齢福祉係 (電話) 0596-21-5559

障がい福祉係 (電話) 0596-21-5558

(FAX) 0596-20-8555

おでかけ乗車券の詳細については、市のホームページや右の二次元コードで確認できます。



▼タクシーで利用する場合

- ・利用枚数の上限があります。**1乗車1人あたり500円分が上限**です。
- ・乗車券は、降りるときに乗務員に渡し、残りの運賃は現金でお支払いください。
- ・割引運賃で利用する場合は、障害者手帳等を提示してください。



▼おでかけ乗車券が使えるタクシー事業者一覧

事業者名		電話番号	事業者名		電話番号
大世古	安全タクシー三重	28-8221	本町	三重近鉄タクシー	28-3171
前山	伊勢西村ハイヤー	25-1211	玉城町	田丸自動車	58-3110
竹ヶ鼻	三交タクシー	28-2151	南伊勢町	度会タクシー	72-1345
小俣	野呂タクシー	22-2188	明和町	明和タクシー	52-5100
岡本	丸万タクシー	25-2211	【令和7年度協力事業者】		

○タクシーは、伊勢市外でも利用できます。

ただし、上記に記載のタクシー事業者を利用した場合に限ります。

市外で、おでかけ乗車券を使う場合は、乗務員さんに確認してください。

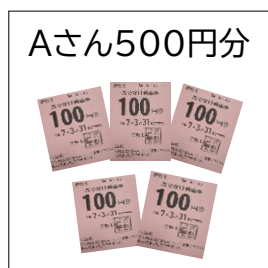
「おでかけ乗車券」
使えますよ。



「おでかけ乗車券」
使えますか？

▼おでかけ乗車券を持った人同士、タクシーで相乗り利用する場合

(例)おでかけ乗車券を持っているAさん・Bさんと持っていないCさんが相乗りした場合



+



+

Cさん
おでかけ乗車券
なし
現金で支払い

1,000円以上の乗車賃には、
1,000円分の乗車券が使えるよ。
でも、980円の乗車賃には、
1,000円分は使えないよ！
間違った使い方に気を付けてね。

◎相乗りでも大丈夫です！

乗車券を持った人が、複数人で乗車した場合、乗車券は1人500円分まで利用できます。

※乗車賃以上の額には使えません！「釣りは要らないよ～」は、ダメです。

差額運賃は、必ず現金でお支払いください。間違った使い方は、しないでください。

※他の人に自分の乗車券を渡し、一緒に利用することはできません。

